



8月24日 東地申19号

「2020年度営業関係施策(その2)」【渋谷駅】

についての申し入れを行う!

「2020年度営業関係施策(その2)」の提案により、渋谷駅では玉川改札廃止に伴う出改札体制の見直しが示されています。

～職場の仲間からの声～

○ホーム並列化工事により体制が見直しされたのに「また変わるのか？」

また、出札体制の見直しによって

- ①「混雑時に対応ができない」
- ②「混雑した場合はどのような対応をするのか」
- ③「必ず発売延長になり超勤が発生する」

多くの不満や不安を抱える状態で施策を実施し業務をおこなうことは、サービスレベルの向上には程遠く、更には働く意欲の低下につながることから、以下の4点の申し入れを行いました。

1. 施策実施の目的および提案内容で運営できる根拠を明らかにすること。
2. 出改札において、これまでの混雑緩和やそれに伴う超勤削減に向けた渋谷駅における対策を具体的に示すとともに、今後の考え方について明らかにすること。
3. 育児介護勤務を適用する社員が、渋谷駅において希望をもって活躍することができる根拠を具体的に示すこと。
4. 作業ダイヤについて、不都合がある場合には、社員の意見を十分に把握し働きやすい作業ダイヤに変更をおこなうこと。